

質問に対する回答

北部地域医療連携モデル事業「医療 MaaS 及び遠隔医療の実証に係る実装・運用支援事業」業務委託に係る質問に対し、以下のとおり回答します。

更新日：令和 8 年 8 月 26 日

NO	仕様書又は募集要領等の項目	質問内容・回答
1	募集要領「見積限度額」及び仕様書「経費」	【質問】 見積限度額 14,500,000 円（税込）以内には、車両レンタル費、車両輸送費、通信費、システム利用料、医療機器等の手配費、現地対応費、報告書作成費、再委託費、一般管理費等、本業務の実施に必要な費用を含める認識でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。見積限度額 14,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内に、本業務の実施に必要な費用を含めて見積もってください。
2	募集要領「提出書類」及び「企画提案書」	【質問】 企画提案書は原則 A4 横 10 ページ以内とされていますが、業務実績を確認できる資料、団体パンフレット、経費見積書及び積算内訳、その他法人概要資料等は、当該 10 ページには含まれない別添資料として提出可能との認識でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。募集要領に定める「原則 A4 判横 10 ページ以内」は、企画提案書【任意様式】に適用されるものです。団体概要、業務実績、経費見積書、定款・規約等、その他法人等の概要が分かる参考資料等は、当該 10 ページには含みません。募集要領に定める提出書類として提出してください。

3	募集要領「共同企業体」及び「提出書類」	【質問】 共同企業体を構成しない場合であっても、車両、医療機器、通信機器等の調達又は現地対応に関して協力予定の法人等がある場合、提案書内に協力会社又は連携先として記載することは可能でしょうか。また、その場合、提出時点で必要となる書類があればご教示ください。 【回答】 可能です。企画提案書に協力会社又は連携先として具体的な法人名等を記載する場合は、募集要領「10 企画提案に係る留意事項」(6)に基づき、企画提案者の責任において、あらかじめ当該法人等の了承を得てください。共同企業体を構成しない協力会社等について、企画提案書の提出時に一律に提出を求める書類はありません。
4	仕様書「A 事業との連携」「委託業務内容」及び「経費」	【質問】 本業務は、A 事業の検討結果を踏まえて、車両、通信、システム、医療機器等の具体構成を決定するものと理解しております。契約締結後、A 事業の検討結果により機器構成、実施地域、実施時期、運用方法等に変更が生じる場合は、財団、A 事業受託者及び B 事業受託者で協議の上、契約金額の範囲内で実施内容及び費目を整理する認識でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。本業務は、A 事業における検討結果を踏まえ、車両、システム、通信環境、医療機器その他の機材等の構成及び現場での運用方法を検討・決定するものです。契約締結後、実証内容等の具体化に伴い変更が必要となる場合は、業務目的及び契約金額の範囲内において、財団、A 事業受託者及び B 事業受託者で協議の上、実施内容及び費目を整理します。

5	仕様書「実証事業推進支援」	【質問】 実証事業推進支援における定例会その他会議への参加について、現地参加とオンライン参加のいずれも可とし、具体的な参加方法及び頻度は、業務実施段階において財団及び関係者と協議の上で決定する認識でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。定例会その他の会議への参加方法については、会議の内容、協議事項及び実証準備の状況等を踏まえ、現地参加又はオンライン参加を含め、業務実施段階において財団及び関係者と協議の上、決定することを想定しています。参加頻度についても同様に、実証事業の円滑な推進に必要な範囲で協議の上、決定します。
6	仕様書「通信環境の整備」	【質問】 通信環境の整備については、実証予定地域における通信状況を確認し、必要な通信手段及び通信不良時の代替手段を提案・整備することを求める趣旨であり、実証地域の通信環境に起因する常時接続や一定品質の保証までを求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】 概ねお見込みのとおりです。仕様書では、実証に必要な通信品質を確保するとともに、通信障害等に備えた代替手段を整理することを求めています。実証予定地域の通信状況等を踏まえ、適切な通信手段及び代替手段を提案・整備してください。なお、地域の通信環境等、受託者が管理できない要因に起因する常時接続又は一定品質そのものを保証することまでを求めるものではありませんが、実証を円滑に実施できるよう必要な対策を講じることを求めます。

7	仕様書「医療機器等の手配」	【質問】 医療機器等の手配について、医療機器の種類に応じて必要な許可、届出、保守、説明等を有する事業者を通じて調達又は支援を行うことも可能との理解でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。医療機器等の種類及び法令上の取扱いに応じ、必要な許可、届出、保守、操作説明等に対応できる事業者を通じて調達又は支援を行うことは差し支えありません。ただし、関係法令等を遵守するとともに、当該業務が再委託に該当する場合は、仕様書第8に定める再委託の制限及び承認手続に従ってください。
8	仕様書「委託業務内容」及び「経費」	【質問】 業務実施に伴い、実証内容や機器構成等が具体化した結果、契約金額の範囲内で費目間の金額配分に変更が生じる場合は、財団と協議の上、整理可能との理解でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。仕様書第7の2に定めるとおり、業務の実施に伴い各費目の執行額に変更が生じる場合は、業務目的及び契約金額の範囲内において、財団と協議の上、整理することが可能です。